

令和5年度 新潟市冬期道路交通確保計画書（概要版）

（目的）

「積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法」の趣旨に基づき、市内の主要な国県道及び市道について、消雪パイプ、流雪溝、路面流水等の消雪作業を併用し、効率的な除雪を行い、冬期道路交通の確保を図り、産業振興と民生の安定を図ることを目的とする。

（除雪実施計画）

※ 計画延長は、端数処理していないため国県市道の合計と（計）が一致しない場合がある。

車道		（単位：km）				
	道路種別	令和5年度 除雪計画			（参考） 令和4年度	増減
		管内道路 実延長※	除雪計画 延長	除雪率		
		A	B	B/A	C	C-B
車道除雪 計画延長	国県道	660.3	640.3	97.0%	640.6	-0.3
	市道	6,237.7	4,323.5	69.3%	4,316.2	7.3
	（計）	6,898.0	4,963.8	72.0%	4,956.8	7.0

※令和5年12月1日現在

	道路種別	令和5年度 除雪計画					（参考） 令和4年度	増減
		市所有	業者所有	レンタル	リース	計		
		A					B	A-B
車道除雪 機械台数	国県道	41	37	4	-	82	82	-
	市道	77	566	17	289	949	938	11
	（計）	118	603	21	289	1,031	1,020	11

（単位：台）

歩道		（単位：km）				
	道路種別	令和5年度 除雪計画			（参考） 令和4年度	増減
		管内道路 実延長※	除雪計画 延長	除雪率		
		A	B	B/A	C	C-B
歩道除雪 計画延長	国県道	537.8	193.5	36.0%	193.2	0.3
	市道	1,097.8	367.2	33.4%	368.1	-0.9
	（計）	1,635.6	560.7	34.3%	561.3	-0.6

※令和5年12月1日現在

区	道路種別	令和5年度 歩道除雪計画					（参考） 令和4年度	増減
		市所有	業者所有	レンタル	リース	計		
		A					B	A-B
歩道除雪 機械台数	国県道	23	16	-	14	53	53	-
	市道	53	56	2	37	148	148	-
	（計）	76	72	2	51	201	201	-

（単位：台）

(除雪実施基準)

車道

〈除雪区分〉

除雪区分	除雪区分の目安	
	自動車の日交通量	道路の利用状況
重点	20,000 台/日以上	「第1種」のうち、国管理の「直轄国道」に準じ、交通確保が必要な最重要道路
第1種	1,000 台/日以上	「緊急輸送道路」 「広域的に地域間を結ぶ連絡道路」 「バス路線」等の重要道路
第2種	500 台/日以上 1,000 台/日未満	「住宅地内の幹線道路」 「住宅地間を結ぶ連絡道路」等の一般道路
第3種	500 台/日未満	「住民が日常生活に利用する道路」 「通過交通が少ない道路」等の生活道路

〈除雪目標〉

除雪区分	除雪目標	
	平常時	異常時*
重点	2車線以上の幅員確保を原則とする。	異常時においても、交通確保に努める。
第1種	2車線以上の幅員確保を原則とする。	およそ5日以内に2車線確保を図る。
第2種	2車線確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で必要な待避所を設ける。	およそ10日以内に2車線または1車線確保を図る。
第3種	1車線確保を原則とするが、除排雪作業に余裕がある場合はこの限りではない。	「重点」「第1種」「第2種」の除雪区分を優先し、状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。

※ 異常時とは 50 cm/24h 程度以上の異常降雪時または何らかの理由で除雪不可能な場合。

歩道

〈除雪区分〉

除雪区分	適用区間	除雪目標
A区分	交通量が多い通学路で、道路構造上、除雪が容易な区間。	早朝（通勤・通学時）、昼夜を問わず、必要なときに除雪を行う。
B区分	交通量が多く、道路構造上、除雪が比較的容易な区間。	昼間の必要なときに除雪を行う。 （早朝・夜間は除雪しない。）
C区分	除雪が必要な一般的な区間。	2～3日程度の降雪がおさまった後、車道除雪に余裕が出たときに除雪を行う。

(除雪等出動基準)

車道

〈出動基準〉

作業区分	出動基準
新雪除雪	「重点」の路線については、5 cm以上の積雪があった場合。 「第1種」「第2種」「第3種」の路線については、10 cm以上の積雪があった場合。
路面整正	路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断される場合、または、連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路肩の雪が大きくなり出し、必要な幅員の確保が困難となり、交通渋滞や混雑を引き起こすと判断される場合。
運搬排雪	拡幅除雪が難しい人家連たん部や交差点等で、交通可能な幅員の確保が困難になることが予想される場合。

歩道

〈出動基準等〉

項目	内容
確保すべき状態	長靴、防寒靴で歩行可能な状態。 自転車は対象としない。
除雪幅	1.5m以上を標準とし、歩道幅員によりやむを得ない場合は1.0m以上とする。
除雪後の残雪深	5 cm以下を標準とし、除雪工法によりやむを得ない場合は10 cm以下とする。 なお、歩道上に圧雪が形成され歩行者に支障がない雪面となっている場合は、その雪面からの積雪深とする。
出動基準	連続降雪後 [*] の歩道上の積雪深が20 cmを上回っている場合。 なお、歩道上に圧雪が形成され歩行者に支障がない雪面となっている場合は、その雪面からの積雪深とする。

※ 連続降雪後とは、2～5日の降雪がおさまった頃とし、除雪機械の施工限界を超えるおそれがある場合は適宜出動する。

凍結防止剤散布

〈出動基準〉

作業区分	出動基準
凍結防止剤散布	外気温が0℃を下回ると予想され、かつ凍結が予想される場合。

(留意事項)

- ・ 橋梁部などの風が強い路線は、風冷効果により温度低下が発生することに留意する。
- ・ 橋梁部（アプローチ部含む）・交差点部・急カーブ・坂路部等は、路面凍結が発生した場合に重大事故につながりやすいため、特に配慮する。
- ・ 原則、外気温が0℃を下回ると予想されても、路面及び路肩に雪や滞留水がなく、かつ降雪の予報がない場合は散布を実施しない。ただし、地域の特殊性等により、路面凍結のおそれがある場所は、個別に判断する。